

監査措置公告第1号

平成23年3月30日付け22監第83号で提出した平成22年度定期監査（後期）の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成22年度定期監査（後期）の結果に関する措置について

平成26年2月24日

東かがわ市監査委員 赤坂 末夫

東かがわ市監査委員 岡本 憲治

東かがわ市監査委員 楠田 敬

平成22年度定期監査(後期)指摘・改善事項における改善等措置状況

担当課	指摘及び改善を求める事項(各課等個別事項)	改善等措置の状況
総務課	地域での自治会活動や海岸清掃・イベント等のボランティア活動について、職員が参加できるような環境設定のための服務規定・勤務調整等を考慮し、検討されたい。その経験により、広い視野や実行力、市民の目線に立った視点を持つ人材の育成に繋げていただきたい。	服務規定や勤務状況は、市内外を問わずボランティア活動に積極的に参加できるような対応はできている。職員各自のライフスタイルや郷土愛などの意識の問題である。
総務課	選挙事務に関して管理職が従事しているが、東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例(平成15年東かがわ市条例第30号)を読み替えて準用しているとのことである。管理職の従事者手当に関し明晰な根拠がないならば、今後は、先進的な他市の状況を勘案し、管理職を除く職員での選挙事務対応のための検討を進めて行っていただきたい。	管理職の従事手当に関しては、今後検討していく。
政策課	情報通信基盤整備事業については、国庫補助金・公共投資臨時交付金により、財政面においては、市にとって大変有利性がある。また、災害時での緊急情報手段が速やかに確保されたこと、配線が宅内までの光ファイバー回線であり、早く大量のデータが送れる取り組みとなっていることから、事業開始の絶妙のタイミングであったと評価できる。来年度より適正な運用が図られるために、告知放送端末の使い方を市民にわかりやすく周知徹底し、万全を期するよう努力されたい。	各自治会などで出前講座を開催するなど告知放送について市民に運用・使用に関して周知した。
税務課	市税等の滞納整理機構(仮称)に関しては、関係各課・室の業務の法的な根拠を照合しつつあるとのことであるが、滞納者の実態を把握し、情報の共有化、納付方法、電話督促での対応など共通でできることを見いだし、個人情報の取扱いに注意をしながら積極的に取り組んでいただきたい。	市税等の滞納整理機構(仮称)に関しては、本年2月14日に未収金対策検討会を開催し、公共料金に関する課・室の担当者が出席し、情報の一元化の重要性や各債権管理について重要な課題として認識したところであり、現在では、裁判所からの債権情報を関係課・室に通知して債権管理に利用している。今後もそのあり方について研究を重ね、公金徴収の一元化に向けて問題点等をクリアしながら取り組んでいく。
税務課	納税通知書に口座振替制度推進のため、プライバシー保護シール付口座振替依頼書用はがきを同封したことにより、平成22年度は約1,300件の口座振替の依頼があったことは評価できる。今後とも継続されたい。	措置不要
統括窓口センター	現金の取扱・保管については、各窓口・出張所において適正に運用されている。そのつどの収入金の確認とともに、1日のうちに数回は、時間区切りで収入金の合計を合わせて確認し、様式に記入していることは評価すべきことである。今後とも適正な取扱・保管・収納に努められたい。	措置不要
統括窓口センター	釣銭用現金については、引田窓口20万円、大内窓口30万円、白鳥窓口2万円を確認したところ、すべての窓口で適正に管理されていた。しかし、釣銭用現金の確認の際、金庫に梱包保管されていた現金もあった。今後、申請時には釣銭用現金の金額を減額することを検討したい。	現状に応じた釣銭用現金の手配に努める。
統括窓口センター	お年玉切手シートであろうとも切手受払簿に記載をし、適正な管理をされたい。	購入以外の切手についても、切手受払簿に記載した。

担当課	指摘及び改善を求める事項(各課等個別事項)	改善等措置の状況
福祉課	絆プラン[東かがわ市地域福祉計画](平成22年度～平成26年度)においては、毎年度計画の進行管理を行い、また事業評価を行いつつ、その実践に尽力していただきたい。	措置不要
福祉課	民生委員と福祉委員の合同研修会については、地域福祉についての共通認識につながり、評価できる試みであるといえる。今後は、担当地区と同じとする民生委員と福祉委員が、よりタイアップして活躍できるように委員の研修を継続されたい。	措置不要
福祉課	福祉バス運行業務委託料について、サンプル調査を行い委託業者との協議により、平成22年度より減額した。業務委託料については、利用者の減少などの諸条件を考慮し恒例によらず、見直しをしていくことが行政にとって大変重要なことであるといえる。	措置不要
福祉課	平成22年3月31日現在の年度末物品現在高報告書(東かがわ市物品管理規則(平成15年東かがわ市規則第33号)様式第9号)が、備品保管簿(東かがわ市物品管理規則(平成15年東かがわ市規則第33号)様式第3号)と一致していないので、照合していただきたい。	指摘のあった一致しない備品は平成21年度末物品残高の事務用回転椅子と電話台である。事務用回転椅子、電話台の実際の数を確認せず、平成20年度現在残高報告書の数字をそのまま報告してためで、平成21年度末物品現在高報告書の数字を訂正し、備品現物と備品管理簿の数が一致した。
福祉課	90円切手について、切手受払簿記載枚数より現物が1枚不足している。今後、適正な管理をされたい。	90円切手不足の原因は、受払簿への記入漏れであり、今後、毎月1回適正に管理されているか残枚数をグループリーダーが確認し、記入漏れを防ぐ。
子育て支援課	放課後児童クラブの会費について、その納付が現金納付から口座振替による納付が可能となることは保護者にとっては利便性の向上が図られることとなり評価できることである。	措置不要
子育て支援課	平成22年11月28日に初めて実施された子どもフェスティバルにおいては、託児所の設置、子育て応援チャリティーバザーなど、子育て世代の市民が参加しやすい環境下での実施を試みており、今後も継続されたい。	平成23年度は11月27日に開催した。
子育て支援課	旅行命令簿(東かがわ市職員の旅費に関する規程(平成15年東かがわ市訓令第12号)様式第1号)において、帰着年月日が記入漏れとなっている箇所があった。以後、記入漏れには留意されたい。	当該旅行命令簿の帰着日を記入した。また、旅行命令簿の帰着年月日に記入漏れがないよう、管理職が最終点検を忘れず行う。
保健課	特定健診については、平成20年度においては35.8パーセント、平成21年度においては40.1パーセントであり、香川県下平均は平成20年度36.4パーセント、平成21年度においては36.7パーセントである。平成21年度は、県下平均より3.4ポイント高く、一昨年度より受診案内回数の増加、受診期間を長くするなどの努力をした結果であるといえる。平成22年12月31日現在においては37.8パーセントであり、今後も受診率向上のための工夫をされたい。	特定健診については、市の広報、ホームページに受診周知の記事を掲載するとともに、未受診者に対しては、受診を促す個別文書を発送して、受診率の向上に努めた。

担当課	指摘及び改善を求める事項(各課等個別事項)	改善等措置の状況
保健課	成年後見制度については、必要とされている方にその情報・知識が届くよう、今後も啓発に努力されたい。なお、東かがわ市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成18年東かがわ市告示第23号)第2条の規定中「、次に掲げる支援を行うものとする」とあるが、状況に応じて実施することから「、次に掲げる支援を行うことができる」に改正することを、今後、検討していただきたい。	成年後見制度については、市民の相談に応じる機会が多い介護予防支援員を対象にした研修会や民生委員・児童委員協議会等で周知を図るなど、情報の拡大に努めている。また、成年後見制度利用支援事業実施要綱の内容については、制度改正に合わせて文言等の整理を行った。
保健課	国保高額療養費資金貸付金未償還金については、平成22年12月31日時点において、平成22年度滞納繰越分の償還金がないようである。少額でも償還を求めるように今一層、努力されたい。	国民健康保険高額療養費貸付金未償還金については、定期的に担当者が電話相談を実施して、償還を働きかけており、今後も継続的に実施する。
保健課	80円切手について、切手受払簿記載枚数125枚に対し、現物は124枚であった。今後、適正な管理をされたい。	切手受払簿は、使用時に課長承認を受けるとともに、定期的に残数調査を行い、管理の徹底を図ることとした。
保健課	旅行命令簿において、帰着年月日が記入漏れとなっている箇所があった。以後、記入漏れには留意されたい。	当該旅行命令簿の帰着日を記入した。また、旅行命令簿の帰着年月日に記入漏れがないよう、管理職が最終点検を忘れず行う。
人権推進室	平成23年2月5日開催の東かがわ市トーク＆コンサートについては、近隣市での当該講師のトーク＆コンサートを聴いて依頼し、本市で実現できたことは、職員の日々の人権学習意欲の賜物である。そのことが、市民の人権意識の高揚に繋がった良い機会となった。	措置不要
人権推進室	平成23年度から始まる第Ⅲ期しあわせづくり実施計画については、自治会において、市民の人権学習をサポートできる職員の育成に、総務課と協力して取り組んで欲しい。	「第Ⅲ期しあわせづくり」は職員全体で取り組む。
人権推進室	エコキャップ運動については、平成23年1月末において、97,200個集められている。市庁舎に来庁する市民が、回収箱に入れている姿も見られるようになり、運動の趣旨も理解されているようである。今後とも啓発に努められたい。	措置不要
人権推進室	住宅新築資金等貸付金償還金については、預金の満期があったとのことで、今年度4,636,928円の償還をすべて終えた滞納者もあり、職員による滞納者の納付能力状況把握と回収努力が評価できる。	措置不要
環境衛生室	東かがわ市生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱(平成15年東かがわ市告示第29号)によって補助対象者が購入した電動生ごみ処理機については、耐用年数が5年あるので有效地に利用ができているかどうか、取得から1年後を目途にアンケート調査を行っていただき、この制度によって取得した電動生ごみ処理機の活用状況の検証をすべきである。	アンケート調査を実施した。
環境衛生室	環境美化促進委員会の通帳においては、委員の研修時に自己負担である昼食代を集金、通帳に入金されており、適正な管理がなされている。しかし、集金の事実の双方の認識のためには、今後は昼食代の領収書(それに代わる物)について、各委員に発行することを検討していただきたい。	次回から領収書を発行する。

担当課	指摘及び改善を求める事項(各課等個別事項)	改善等措置の状況
環境衛生室	犬猫不妊去勢手術費補助金交付については、平成23年度から1世帯につき年間2頭までとしたことについては、他市の状況を鑑みて必要な判断であったと評価できる。	措置不要
環境衛生室	市営墓地の7霊園においては、霊園管理組合等を通じ、花がらの持ち帰りを徹底するように、より啓発に努められたい。	検討する。
引田幼稚園	備品保管簿の備考欄の修正が鉛筆書きの箇所があるため、ペン書きとされたい。また、廃棄済みのテレビが平成21年度末物品現在高報告書において記載されていた。今後は、報告書作成の折、注意されたい。	備品保管簿はペン書きに訂正した。年度末残高報告書は訂正し、今後、管理職が最終点検をしっかりと行う。
引田幼稚園	旅行命令簿の帰着日欄の記載漏れがあった。今後、気をつけられたい。	当該旅行命令簿の帰着日を記入した。また、旅行命令簿の帰着年月日に記入漏れがないよう、管理職が最終点検を忘れず行う。
本町幼稚園	平成17年11月14日購入のデジタルカメラの廃棄の事務処理がされていない。また、平成16年5月31日からのリース契約の複写機が備品保管簿に記載されていた。今後、備品保管簿の照合をされたい。	当該デジタルカメラについては、不用品決定調書及び不用品処分調書に記載し廃棄した。複写機はリース契約であり、備品保管簿に誤記入されていたためその旨を記載。平成22年度中に新たに複写機を備品として購入したので、当該リース契約の複写機は業者引き取りとした。
本町幼稚園	旅費の額の算定に説明を要する件(一人当たりの先生分と園児分の単価等)については、備考欄に明細を記載することが望ましい。	遠足などにかかった旅費の額について、園児一人当たり、職員一人当たりの単価等について備考欄に分かりやすく明記した。
白鳥幼稚園	備品保管簿に鉛筆書きの箇所があるため、ペン書きとされたい。また、デジタル回転黒板(音楽五線入)については、備品保管簿の廃棄確認印漏れがある。今後、廃棄の際は、気をつけられたい。	備品保管簿鉛筆書きは、ペン書きに訂正した。デジタル回転黒板の廃棄確認印は出納室で押印。今後廃棄の際には注意する。
三本松幼稚園	授業料を現金集金した際、その預かり書(控)の日付が、納付書領収日の翌日となっていた。今後、現金領収の際には、領収日は必ずその時に記載するように留意されたい。	日付の記入間違いであった。園長が確認するなど、今後十分気をつける。
三本松幼稚園	平成21年度末物品現在高報告書に平成22年3月購入のブルーレイディスクプレイヤーが記載されていない。また、備品保管簿の備品の廃棄の記載が鉛筆書きであったため、ペン書きとされたい。また物品出納員確認印漏れがあるため、気をつけられたい。	ブルーレイディスクプレイヤーについては台帳に記載し、物品出納員の確認印をもらつた。出納員の印漏れについては、後日押印してもらった。備品保管簿の鉛筆書きは、ペン書きに直した。
誉水幼稚園	掃除機の数量が備品保管簿では4台、平成21年度末物品現在高報告書では5台となっている。また、旗の種類が備品保管簿では園旗2旗、平成21年度末物品現在高報告書では国旗2旗となっている。今後、備品保管簿と現物の照合に取り組まれたい。	掃除機の数量については、5台あると確認し、備品保管簿に5台目の記帳を行つた。旗については、備品保管簿では園旗2旗のみしか記載されていないが、現在量を確認してみると園旗2旗、市旗2旗、国旗2旗であるため、備品保管簿並びに21年度末物品現在高報告書に未記入のものを記帳した。
誉水幼稚園	旅行命令簿(県外旅費)の請求及び支給年月日が記入されていないケースが確認された。以後、気をつけられたい。	旅行命令簿(県外旅費)の請求及び支給年月日が記入されていなかつたので記入すると共に、今後忘れずに記入するように、全職員に周知をした。
丹生幼稚園	一人当たり旅費の金額(一人当たり先生と園児分単価等)を、わかりやすく明記することが望ましい。	各人交通費の欄に一人当たり旅費の金額(一人当たり先生と園児分単価等)を追記した。今後も、各人それぞれの交通費がわかるように記入する。

担当課	指摘及び改善を求める事項(各課等個別事項)	改善等措置の状況
経済課	重要稚仔放流事業補助について、放流魚種を見直し効果があがる魚種の選定をしていただきたい。また、その効果の公表資料については、その検証は困難と思われるが、対象魚種の漁獲水揚げなどで客観的なデータの提示により事業成果の検証に努めていただきたい。	検討する。
経済課	被服貸与簿について、返納又は帰属が生じたときは速やかに期間満了年月日及び確認印の押印の措置をしていただきたい。	被服貸与簿の期間満了年月日及び確認印の押印について確認した。
経済課	お年玉切手50円と80円がそれぞれ5枚あった。お年玉切手といえども切手受払簿に記載をし、適正な管理をされたい。	購入以外の切手についても、切手受払簿に記載した。
建設課	工事監察について、工事の適正な履行の確保と施工体制等の監察の実施という責を負っている。監察により、何らかの指摘があるものは、工事監察件数の中の4割近くに達する。今後とも、適正な工事監察に尽力していただきたい。	措置不要
建設課	公営住宅入居敷金については、入居、退去の際、すみやかに処理できている。今後も適正な処理を継続されたい。	措置不要
上下水道課	水道料金等の滞納にかかる事務手続要領(平成20年7月10日水道事業管理規程第2号)により給水停止解除の際の基準が明確化され、平成21年度より2か月に1回行っている給水停止及び催告書の発送については、定着しており、少額のうちからの水道料金の滞納整理に大いに寄与している。今後とも収納率の向上に尽力していただきたい。	措置不要
上下水道課	公共下水道事業(大内・湊処理区)については、事業期間が長期にわたっているため、事業期間内における国・県の政策や補助内容の動向を見極める必要がある。本市の上下水道施設の整備計画及び財政との整合性や調整を図りながら、処理施設の規模(能力)や管路施設の整備区域、工種、事業量及び事業費の決定を行いつつ、平成30年度供用開始に向けて、尽力していただきたい。	措置不要
商工観光室	平成22年度において、ふるさと雇用再生特別基金事業では、8事業、21名の雇用があり、緊急雇用創出基金事業では市行政直接雇用9事業、業者委託1事業の雇用があった。これらの事業は、商業、地域の活性化、就業の機会の創出に繋がったといえる。来年度は、3年間事業での最後の年度を迎える。今後の継続雇用の足がかりとなるように今後とも努力いただきたい。	措置不要
商工観光室	東かがわ市商品券事業については、国によるエコポイントの活用によって、商品券利用増加が見られる。一方、小売店に比べ大型店の利用割合が高いことや市民の利用者より市行政の利用が多いことが、以前からの継続した課題である。今後は、市の商品券事業会計での継続にはこだわらず、商工会、商店会等と協力して研究し商品券の利活用の方策を図ることを期待したい。	措置不要

担当課	指摘及び改善を求める事項(各課等個別事項)	改善等措置の状況
土地対策室	土地開発公社の通帳については、適正に保管されている。通帳は起債ごとに保持しなければならないため多数存在し、業務上その金額も多額となっている。複数職員による通帳のチェック及び厳重な保管にご留意いただきたい。	措置不要
学校教育課	平成22年度給食センター解体撤去工事において、工事引渡書に日付が記入されていなかった。また、起案文書に決裁日及び施行日に日付の記入漏れがあった。以後、気をつけられたい。	当該工事の工事引渡書に日付を記入した。以後記入漏れが無いよう二重チェックをする。
学校教育課	平成21年度(仮称)東かがわ市立統合第一小学校・引田中学校校舎等建設工事においては、1平方メートル当たり建設費用が、近隣市の校舎建設費に比し、安価に建設できたとのことであり評価できる。	措置不要
学校教育課	小学校用デジタルテレビの備品購入については、設計単価より契約額がかなり安価であったため、今後は設計額については、より精査して算定されたい。	デジタルテレビにおいて、設計単価よりかなり安価であったが、設計単価の精査をより強化する。
学校教育課	旅行命令簿において、帰着年月日が記入漏れとなっている箇所があった。以後、記入漏れには留意されたい。	当該旅行命令簿の帰着日を記入した。また、旅行命令簿の帰着年月日に記入漏れがないよう、管理職が最終点検を忘れず行う。
学校教育課	キャリア教育・職業教育については、市内一部の小学校と市内中学校にて、多くの事業所に協力いただいて行っている。市内児童・生徒が、学校から一般社会・職業への移行の中を、日本国憲法第27条の規定にある勤労の権利と義務を果たし、生き抜いていける人になれるように今後とも継続して取り組まれたい。	措置不要
生涯学習課	財団法人とらまる人形劇研究所については、平成23年4月から一般財団法人へ移行することであるが、すでに移行済みの一般財団法人東かがわ市スポーツ財団と併せて、今後、認定公益財団法人への移行についても検討をされたい。	措置不要
生涯学習課	第66回(平成22年)香川の発明くふう展において、東かがわ市少年少女発明クラブ会員の応募作品「資源ゴミ自動分別ゴミ箱」が香川県知事賞を受賞したことは栄誉あることであり、今後も活躍を期待したい。	措置不要
生涯学習課	パソコン(旧町引継分)について、平成21年度末の年度末物品現在高報告書と、備品保管簿の照合が合致しない。再度、確認されたい。	パソコン(旧町引継分)については、備品保管簿の数量で管理していることが確認された。
交流プラザ	交流プラザの建設についての意見聴取は、議会、市文化協会役員会及び総会、教育委員会、関係団体、広報紙による意見募集、意見箱の設置によって行ったとのことであるが、各部屋については、直接に利用する回数の多い団体にも、意見聴取の機会を設けるべきであったと思料される。併せて、供用開始時に修繕等を余儀なくされたことも残念である。管理者と利用者(団体)との間で共通認識された改善点の必要な箇所は、今後、修繕等の検討をされたい。	必要な修繕は実施していく。

担当課	指摘及び改善を求める事項(各課等個別事項)	改善等措置の状況
交流プラザ	交流プラザの休館日は、年末年始の6日間のみであり利用者にとっては利便性が高まる反面、施設のメンテナンスやその担当職員等の勤務体制にも影響が考えられるので、今後は、利用状況を見ながら休館日を作ることについて、検討されたい。また、現職員人数体制を持続し、より市民サービスに努められるように努力されたい。	保守点検日など必要な休館日を設定するが、できる限り前もって周知することに努める。
交流プラザ	交流プラザの利用状況は、旧女性センター・中央公民館の利用状況と比較すれば利用者数は約2倍に増加している。今後、交流プラザがキャッチフレーズにあるとおりみんなの交流プラザとなり、所期の目的を達成することを期待したい。	措置不要
交流プラザ	グランドピアノを移動できる機械(備品)の購入など、市民の希望に沿った使い方ができるよう努力されている点や、水掃除しやすいトイレのために段差が必要であるが、その段差がわかるように、すのこ板の設置をされているなど、市民が安全に快適に利用できるよう工夫している点は、評価できる。	措置不要
小学校、中学校	相生小学校、引田小学校及び引田中学校においては、新設の統合引田小学校・引田中学校校舎へ移転することとなり、特色のある小中一貫校として新しい学校づくりに期待したい。	措置不要
小学校、中学校	今後、小学校・中学校における改造、改修、解体等工事が施行される際には、学校現場においては当然のことであるが教育に支障がないよう、また、児童・生徒・教師・関係者等に事故等が発生しないよう十分注意を払って進めていただきたい。	措置不要
議会事務局	インターネットの会議録検索システムでは、平成22年度において2,917件(平成22年12月末日現在)のアクセスがあり、平成21年度における2,466件(平成21年12月末日現在)と比較し約18.3パーセント増となっている。議会情報についての関心は、依然として高いといえる。継続して情報公開に努められたい。	措置不要
議会事務局	議会事務局保管の加除式図書について、使用のないものについて、廃棄を行い整理されている。より利活用しやすい議会図書室とするため、今後とも尽力されたい。	措置不要
出納室	現金の収受取扱いにおいて、剩余金又は不足金の発生が生じた場合は、今後、全庁統一した事務対応をするため、関係する法令、他市町の状況等の研究をしていただきたい。	収納業務において余金が発生した場合、とりあえず現金を出納室金庫に一時保管し、納入者等の判明に努める。なお発見できない場合は、一般会計(款)諸収入(項)雑入(目)雑入として受け入れ確認調査を継続し、当該年度の出納閉鎖期日までに発見された場合は正当な科目に更正する。また、不足金が生じた場合は鋭意その判明に努めるものとし、なお不明の場合は地方自治法第243条の2職員の賠償責任の規定により対応する。
出納室	釣銭用現金については、出納室10万円を確認した。今後とも適正な運用に努められたい。	措置不要

担当課	指摘及び改善を求める事項(各課等個別事項)	改善等措置の状況
監査委員事務局	平成22年1月に、総務省の地方行財政検討会議が発足し、この会議の中では監査機能のあり方等についての議論が進められているところであります。事務局においては、事務サイドの面から監査機能の充実・強化に役立てるよう各種情報の収集や職員の一層の学習・研究に努めたいただきたい。	監査機能の充実・強化のための情報収集は、インターネットを通じて国(総務省)や全国都市監査委員会(会員都市)のホームページなどから情報収集を行うとともに、平成23年11月に開催される地方自治体監査の使命と監査の基礎実務セミナーへ参加した。